

各位
(報道発表資料)

平成 21 年 8 月 25 日
日本マルチペイメントネットワーク運営機構
日本マルチペイメントネットワーク推進協議会

「ダイレクト方式」による国税納付の取扱開始について

平成 21 年 9 月から、ペイジーの「ダイレクト方式」による国税の電子納付が開始されます。

「ダイレクト方式」とは、納付者、官庁、金融機関の 3 者による口座振替契約を前提に、納付者が行う官庁 WEB サイト等を用いた申請手続きに連動して、官庁が金融機関に対し直接口座引落しの依頼を行う国庫金の電子納付サービスです(図 1「ダイレクト方式」の仕組み)ご参照)。

「ダイレクト方式」は、平成 20 年 10 月に取扱いが開始され、関税、特許申請手数料等に利用されていますが、今後は国税の納付でも利用可能となるものです(注¹)。国税の電子申告は、税理士による代理申請等も可能で、ここ数年オンライン利用率が急激に増加していますが、今回「ダイレクト方式」により電子申告から電子納付まで一連の手続きがワンストップで完了することから、国税電子納付の一層の利用増加が期待されています。

なお、「ダイレクト方式」による国税納付は、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合等多くの金融機関において取扱いが予定されています(注²)。また、現在、複数の官公庁においても導入が検討されています。

【国税庁コメント】

国税の納付手続に導入する「ダイレクト方式」は、①納付手続が簡単(電子申告等の後、簡単なクリック操作で納付手続が完了。)、②インターネットバンキングの契約が不要、③即時又は期日を指定して納付することが可能、④税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能、であることから、電子納税を行う際の利便性向上に大きく寄与するものと考えております。

今後、納税者の方々に広報・周知し、利用拡大を図っていくこととしておりますので、関係者の皆様におかれましては普及拡大にご協力をお願いいたします。

電子決済「Pay-easy (ペイジー)」は、平成 16 年 1 月に国庫金の電子納付の取扱いを開始して以来、わが国電子政府における電子決済インフラとして着実に利用実績を重ねて参りました(「図 2 ペイジーにおける国庫金取扱状況の推移」ご参照)。近時のわが国電子政府の着実な進展やブロードバンドの普及等も相俟って、ペイジーの取扱件数・金額とも順調に増加していますが、国税納付において「ダイレクト方式」が取扱開始されることにより、電子納付の裾野の広い普及拡大が期待されています。

「ダイレクト方式」が、利用者の皆様に支持され、便利で安心な決済手段として活用されるよう、引き続き努めてまいりますので、今後とも、ご支援をお願い申し上げます。

(注 1) 国税の「ダイレクト方式」に関する手続き等の詳細につきましては、国税庁 HP をご確認ください。

(注 2) 取扱金融機関の詳細につきましては、国税庁 HP を参照ください。

図1. 「ダイレクト方式」の仕組み

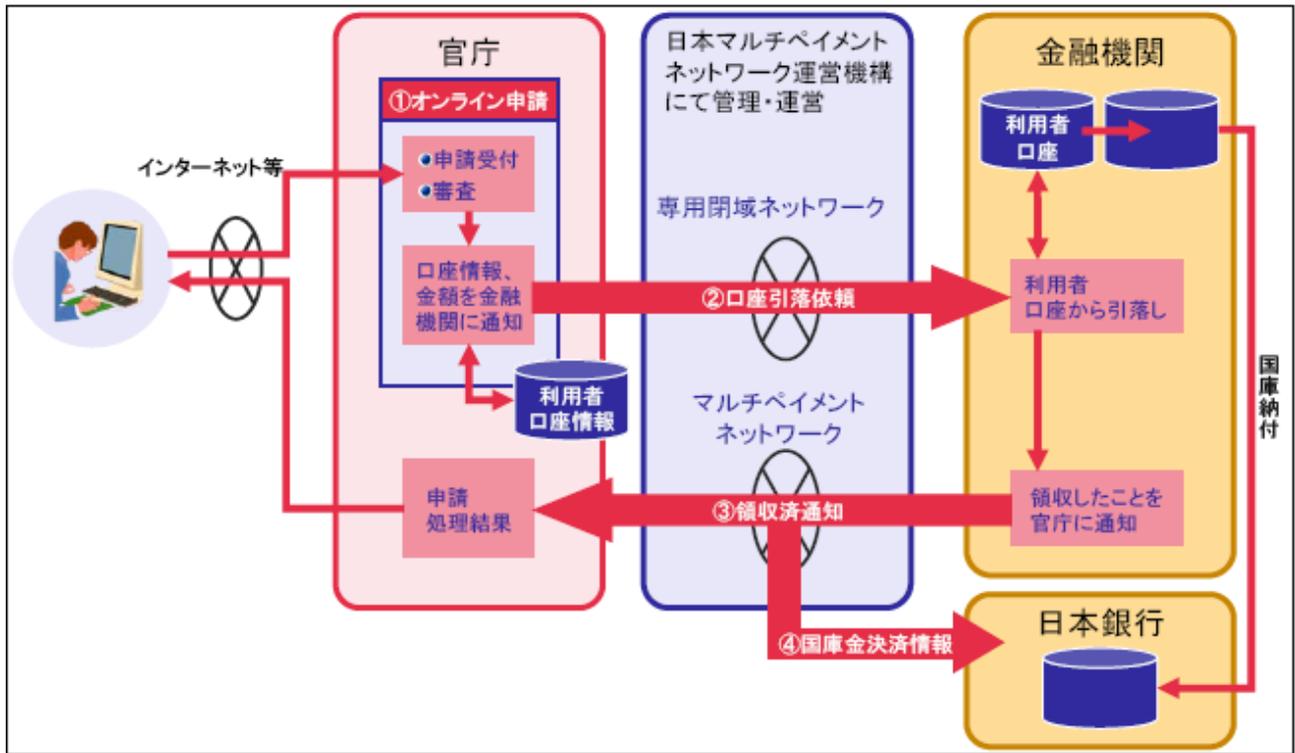


図2. ペイジーにおける国庫金取扱状況の推移

